

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 24 件

厚生年金関係 24 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間①のうち、昭和 52 年 4 月は 10 万 4,000 円、55 年 1 月から 58 年 12 月までの期間は 13 万 4,000 円、申立期間②のうち、59 年 1 月から平成元年 9 月までの期間は 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 4 日から 59 年 1 月 1 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 59 年 1 月 1 日から平成 6 年 3 月 16 日まで  
(B 事業所)

過去に勤務していた事業所における標準報酬月額は、実際に支給されていた給与額と比較して低くなっているため、各申立期間の標準報酬月額を、実際の給与額及び厚生年金保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認又は前後の給与明細書から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに同僚の記録から、申立期間①のうち、昭和 52 年 4 月は

10万4,000円、55年1月から58年12月までの期間は13万4,000円、申立期間②のうち、59年1月から平成元年9月までの期間は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所及びB事業所は、平成6年3月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、申立期間①及び②当時の状況は不明であるものの、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和52年5月から54年12月までの期間については、前述の給与明細書により、申立人は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成元年10月から6年2月までの期間について、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

さらに、A事業所及びB事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②のうち、平成元年10月から6年2月までの期間に、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、平成元年10月から6年2月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格取得日に係る記録を昭和43年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月21日から同年8月21日まで

申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所D支店（A事業所B出張所の給与計算及び社会保険を担当していた同事業所D支店が名称変更）の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和43年6月21日にA事業所D支店から同事業所B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B出張所における昭和43年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成14年12月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る19年7月6日の標準賞与額(25万9,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を25万9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年1月16日から同年10月21日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、25 万 9,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成13年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る20年7月4日の標準賞与額(39万6,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を39万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年7月4日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成20年3月15日から21年2月15日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、39 万 6,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成元年3月25日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る19年12月7日の標準賞与額（49万2,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を49万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年9月15日から20年7月19日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、49 万 2,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成7年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る17年7月1日の標準賞与額（42万4,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を42万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成17年3月12日から18年1月13日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、42 万 4,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成4年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る18年12月7日の標準賞与額（68万8,000円）及び19年7月6日の標準賞与額（7万4,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を68万8,000円、申立期間②に係る標準賞与額を7万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月7日  
② 平成19年7月6日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年11月20日から19年9月23日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 68 万 8,000 円、申立期間②は 7 万 4,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成4年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る15年12月5日の標準賞与額（55万4,000円）及び16年7月2日の標準賞与額（12万7,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を55万4,000円、申立期間②に係る標準賞与額を12万7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年7月2日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成15年12月16日から16年10月14日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 55 万 4,000 円、申立期間②は 12 万 7,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成9年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る17年12月2日の標準賞与額（43万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を43万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成17年10月25日から18年8月28日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、43 万 8,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成10年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る17年12月2日の標準賞与額(22万円)及び20年12月5日の標準賞与額(59万円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を22万円、申立期間②に係る標準賞与額を59万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成20年12月5日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成17年7月28日から18年5月26日及び20年10月18日から21年8月21日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 22 万円、申立期間②は 59 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成10年12月14日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①、②及び③に係る16年7月2日の標準賞与額(49万7,000円)、同年12月3日の標準賞与額(2万9,000円)及び20年12月5日の標準賞与額(53万6,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を49万7,000円、申立期間②に係る標準賞与額を2万9,000円、申立期間③に係る標準賞与額を53万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月2日  
② 平成16年12月3日  
③ 平成20年12月5日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成16年5月17日から17年3月18日及び20年10月8日から21年8月11日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育

児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 49 万 7,000 円、申立期間②は 2 万 9,000 円、申立期間③は 53 万 6,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成4年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る19年12月7日の標準賞与額（70万3,000円）及び20年7月4日の標準賞与額（24万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を70万3,000円、申立期間②に係る標準賞与額を24万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月7日  
② 平成20年7月4日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年12月23日から20年10月26日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 70 万 3,000 円、申立期間②は 24 万 3,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成5年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る20年12月5日の標準賞与額（44万7,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を44万7,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月5日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成20年8月15日から21年6月18日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、44 万 7,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成6年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①、②、③及び④に係る15年12月5日の標準賞与額（57万8,000円）、16年7月2日の標準賞与額（5万7,000円）、19年7月6日の標準賞与額（63万1,000円）及び同年12月7日の標準賞与額（15万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を57万8,000円、申立期間②に係る標準賞与額を5万7,000円、申立期間③に係る標準賞与額を63万1,000円、申立期間④に係る標準賞与額を15万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年7月2日  
③ 平成19年7月6日  
④ 平成19年12月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成15年11月20日から16年

9月22日及び19年6月22日から20年4月19日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①、②、③及び④に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は57万8,000円、申立期間②は5万7,000円、申立期間③は63万1,000円、申立期間④は15万3,000円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成13年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①、②及び③に係る17年12月2日の標準賞与額(19万2,000円)、20年7月4日の標準賞与額(56万7,000円)及び同年12月5日の標準賞与額(24万3,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を19万2,000円、申立期間②に係る標準賞与額を56万7,000円、申立期間③に係る標準賞与額を24万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月2日  
② 平成20年7月4日  
③ 平成20年12月5日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①、②及び③において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成17年9月7日から18年7月11日及び20年7月6日から21年5月5日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休

業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①、②及び③に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 19 万 2,000 円、申立期間②は 56 万 7,000 円、申立期間③は 24 万 3,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成元年3月25日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る19年12月7日の標準賞与額（66万6,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を66万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成19年10月29日から20年9月1日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、66 万 6,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成10年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る18年12月7日の標準賞与額(22万1,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を22万1,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年9月14日から19年5月31日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、22 万 1,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成6年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る18年12月7日の標準賞与額（57万3,000円）及び19年7月6日の標準賞与額（2万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を57万3,000円、申立期間②に係る標準賞与額を2万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月7日  
② 平成19年7月6日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年11月9日から19年9月12日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A 事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 57 万 3,000 円、申立期間②は 2 万 8,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成7年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る18年12月7日の標準賞与額（34万4,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を34万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年8月18日から19年6月21日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、34 万 4,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成7年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る17年7月1日の標準賞与額(36万円)及び20年7月4日の標準賞与額(44万円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を36万円、申立期間②に係る標準賞与額を44万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月1日  
② 平成20年7月4日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成17年3月6日から18年1月7日及び20年3月5日から21年1月7日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 36 万円、申立期間②は 44 万円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成10年5月8日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、申立期間①及び②に係る15年12月5日の標準賞与額(63万5,000円)及び16年7月2日の標準賞与額(7万8,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間①に係る標準賞与額を63万5,000円、申立期間②に係る標準賞与額を7万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月5日  
② 平成16年7月2日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間①及び②において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成15年11月22日から16年9月25日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届を、厚生年金保

険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 24 年 5 月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、申立期間①は 63 万 5,000 円、申立期間②は 7 万 8,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成2年3月26日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る18年7月7日の標準賞与額（60万8,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を60万8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年3月28日から同年9月10日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、60 万 8,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成5年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る18年7月7日の標準賞与額（45万1,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を45万1,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年3月6日から19年1月7日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、45 万 1,000 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る被保険者記録は、平成3年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、申立期間に係る18年7月7日の標準賞与額（65万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間において、同法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準賞与額を65万3,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

申立期間について、A事業所から支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額に係る届出は、保険料の時効経過後に提出されたため、年金額の計算の基礎となる記録とならない旨の回答を得た。

申立期間は、育児休業期間中であり、厚生年金保険料は免除となるため、年金給付額に反映されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間において、当該事業所から賞与の支払を受けていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成18年3月30日から19年1月31日までの期間について、育児休業期間中であり、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによれば、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年5月に年金事務所に対して提出したことが確認できるところ、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2

の規定に基づき事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、申立期間当時、事業主が、社会保険事務所（当時）に対して、申立人に係る賞与の届出を行っておらず、また、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、A事業所から提出された給与台帳において確認できる賞与額から、65 万 3,000 円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 12 日から同年 10 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している申立人に係る辞令の写しから、申立人は、申立期間の一部期間について、A事業所でB職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所のB職員の人事管理を行っていたC事業所の後継事業所のD事業所は、「昭和 53 年 10 月より前の期間において、B職員は、厚生年金保険に加入することはないと思われる。厚生年金保険に加入していない者から、保険料を控除することはない。」と回答している。

また、C事業所は、オンライン記録から、昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 53 年 10 月 1 日にC事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人と同日にC事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、「昭和 53 年 10 月 1 日前は、厚生年金保険及び健康保険に加入できなかったため、国民年金及び国民健康保険に加入していた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所から給料をもらっていたので厚生年金保険にも加入していたはずだから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び申立人が提出した預金通帳の写しにおいて、当該事業所からの給与の振り込みが確認できることから、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所は、「ほとんどの外国人は社会保険に未加入であった。申立期間当時、社会保険に加入していたのは一人だけだったと思う。社会保険に加入していない者の給料から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、申立人が記憶する複数の同僚のうち、オンライン記録から、申立期間におけるA事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は一人のみであり、そのほかの者については厚生年金保険の記録が確認できない。

さらに、A事業所は、「厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は同時に加入手続をした。」と回答しているところ、申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、オンライン記録において、昭和 61 年 9 月 1 日から平成 2 年 1 月 8 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 頃 から 同 年 8 月 頃 まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間にA事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはいくつか見える。

しかし、A事業所の元事業主は、「新入社員は、原則として入社後3月間の見習期間終了後、正社員となり厚生年金保険に加入した。」と回答している。

また、A事業所の元事務職員は、「見習期間終了後、厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険に加入しない者の給与から、保険料を控除しなかった。」と証言している。

さらに、A事業所の複数の元従業員は、「入社後しばらくの間、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。見習期間中は国民年金に加入していた。」と述べている。

加えて、A事業所に係るオンライン記録において、当該事業所の平成11年4月1日から同年9月12日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。